

令和 7 年度 入札契約制度の変更について (お 知 ら せ)

高槻市総務部契約検査課 Tel072-674-7502

水道部総務企画課 Tel072-674-7952

令和 7 年度の入札契約制度の主な変更点についてお知らせします。

1 設計図書等の配布方法を変更します

令和 7 年 4 月から、契約検査課及び水道部総務企画課が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託に係る入札案件については、下表のとおり、設計図書等の配布方法を電子入札システムまたは高槻市ホームページに掲載して、閲覧に供する等の方法に変更します。

	電子入札	郵便入札
一般競争入札	電子入札システム	市ホームページ
指名競争入札	電子入札システム	原則メール

これまでの市が指定する場所で設計図書等を購入する方法は廃止しますので、ご注意ください。

詳細は、3 月下旬以降に市ホームページにてお知らせします。

2 高槻市週休 2 日工事実施要領の一部変更について

令和 6 年 4 月から、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目指すため、契約検査課及び水道部総務企画課が発注する建設工事について、週休 2 日工事を実施しています。

令和 7 年 4 月から、「高槻市週休 2 日工事実施要領」を一部変更して、対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が 28.5%以上の水準の工事である「月単位の週休 2 日工事」を導入します。

具体的には、発注方式が「発注者指定方式」（発注者が、週休 2 日に取り組むことを指定し、労務費等の補正を当初設計から計上する方式）である場合、「月単位の週休 2 日工事」又は「通期の週休 2 日工事」を発注者が選択します。なお、「受注者希望方式」（受注者が、現場着手日前に発注者との協議の上で週休 2 日に取り組み、達成状況に応じ、労務費等の補正を設計変更で計上する方式）の場合は、「通期の週休 2 日工事」のみとなります。（週休 2 日工事の対象となる工事については、入札公告等で明記します。）

また、「月単位の週休 2 日工事」を達成した場合、通期よりも高い労務費等の補正係数を適用するほか、令和 7 年度からは「4 週 8 休」の補正係数のみとするなどの変更を行います。

改正後の規定は、令和 7 年 4 月以降に契約検査課及び水道部総務企画課が発注する建設工事について適用します。

変更の詳細については、3 月初旬以降に市ホームページにてお知らせします。

3 最低制限価格の算定率等を引き上げます

令和7年4月から、測量・建設コンサルタント等業務委託の最低制限価格の算定率等を引き上げます。土木関係の建設コンサルタント業務の一般管理費等と、測量業務及び地質調査業務の諸経費を乗じる率が48%から50%に、補償関係コンサルタント業務の一般管理費等に乗じる率を45%から50%に引き上げます。また、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の予定価格の設定範囲の上限を80%から81%に変更します。

以下のとおり土木関係の建設コンサルタント業務に係る最低制限価格の算定率を記載します。その他、各業種の算定率は、3月下旬以降に市ホームページにてお知らせします。

最低制限価格の算定率 (土木関係の建設コンサルタント業務)		
直接人件費の	100%	} 合計額
直接経費の	100%	
その他原価の	90%	
一般管理費等の	50%	

4 最低制限価格を事後公表に変更します

建設工事に係る入札案件の最低制限価格については、令和5年4月から原則全ての工事で事後公表としていますが、令和7年4月から、契約検査課及び水道部総務企画課が発注する測量・建設コンサルタント等業務委託に係る入札案件の最低制限価格についても原則全て事後公表に変更します。

最低制限価格を下回る入札は失格となりますので、ご注意ください。

最低制限価格を事後公表に変更 (測量・建設コンサルタント等業務委託)
全て事前公表(令和7年3月発注分まで) ↓ 原則全て事後公表 (令和7年4月発注分から)

5 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託における保証証書（契約保証・前払金保証）の電子化対応について

令和7年4月から、契約検査課及び水道部総務企画課が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託における保証証書（契約保証・前払金保証）の取扱いについて、従来の書面による提出に加え、電子保証の対応も開始します。

なお、今回の保証証書の電子化については、西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社及び北海道建設業信用保証株式会社が発行する保証証書のみが対象となります。

6 建設業退職金共済制度加入・履行確認事務取扱いの変更について

令和7年4月から、契約検査課及び水道部総務企画課が発注する建設工事における建設業退職金共済制度の加入・履行確認事務の取扱いについて、下表のとおり変更します。

これまで(令和7年3月まで)

方式	提出期限	提出場所
証紙貼付方式	契約締結時まで	契約検査課



令和7年4月～

方式	提出期限	提出場所
証紙貼付方式	契約締結後、1か月以内	工事担当課
電子申請方式	契約締結後、40日以内	

また、これまでは設計金額1,500万円以上の工事が対象でしたが、令和7年4月から、建設業退職金共済制度の対象労働者を雇用する全ての工事が対象となりますので、ご注意ください。

7 電子入札の適用範囲を拡大します

令和7年4月から、契約検査課が発注する建設工事に係る入札案件の電子入札の適用範囲を、以下のとおり拡大します。これにより、とび・土工・コンクリート工事、解体工事についても、全件が電子入札対象になります。

なお、共同企業体での発注案件及び水道部発注案件については、従来どおり郵便入札とします。

区分	令和6年度までの対象案件	令和7年度からの対象案件
建設工事	土木一式工事、建築一式工事、電気工事、舗装工事、造園工事（合計5業種）	土木一式工事、建築一式工事、電気工事、舗装工事、造園工事 ＋ とび・土工・コンクリート工事、解体工事（合計7業種）

その他のお知らせ

8 制限付一般競争入札の発注予定

公 告 日		
4 月	1 日(火)	1 1 日(金)
	1 8 日(金)	2 5 日(金)
5 月	9 日(金)	1 6 日(金)
	3 0 日(金)	
6 月	1 3 日(金)	2 7 日(金)
7 月	1 1 日(金)	2 5 日(金)

公 告 日		
8 月	8 日(金)	2 2 日(金)
9 月	1 2 日(金)	2 6 日(金)
1 0 月	1 0 日(金)	2 4 日(金)
1 1 月	7 日(金)	2 1 日(金)
1 2 月	1 9 日(金)	
1 月	9 日(金)	

公表時刻は午後5時を予定しています。市ホームページのメニュー「入札・契約」で公表するほか、契約検査課掲示板、本館1階行政資料コーナーでもお知らせします。

なお、公告日を変更・追加する場合は、市ホームページにてお知らせします。

9 手持ち工事数と申込みできる件数の制限（前年度から変更はありません）

制限付一般競争入札に参加するには、下記の「手持ち工事数」と「申込み制限数」の両方の条件を満たす必要があります。

（1）手持ち工事の定義（契約検査課及び水道部総務企画課の発注工事のみ対象）

本年度の市内・準市内業者対象の一般競争入札で落札した案件で、完成検査が完了していないものを言います。

なお、契約手続中の案件、低入札価格調査中の案件、共同企業体の案件を含みます。

（2）手持ち工事数の制限（一般競争入札案件分のみ対象）

【市内・準市内業者対象案件】

手持ち工事数の制限は、最高3件（準市内業者は1件）です。

※ 市外業者参加可能案件については、手持ち工事数及び申込み件数の制限は適用しません。

（3）申込み件数の制限

同一公告日に発注する案件において、申込みできる件数は、手持ち工事数の制限と合わせて次の表のとおりです。なお、技術者が配置できる範囲に限ります。

【同一公告日に申込みできる件数（市内・準市内業者対象工事）】

手持ち工事数	市内業者	準市内業者
なし	3 件	1 件
1 件	2 件	申込みできません
2 件	1 件	
3 件	申込みできません	

※ 市内業者の第2希望登録業種については、最大で1件となります。

（4）留意事項

①「手持ち工事数」及び「申込みできる件数」の判断基準日は、開札日現在です、
（技術者の配置に係る判断基準日も開札日現在です。）

② 開札日と検査完了日が同一日の場合は手持ち工事となります。

③ 指名競争入札案件は、手持ち工事の対象となりません。

④ 共同企業体対象案件は、代表者と構成員、それぞれ1件とカウントします。

⑤ 令和7年度からの新規業者は、令和7年度の制限付一般競争入札に参加することはできません。